

漁港漁場関係工事における「週休2日確保工事」実施要領

1 趣旨

本要領は、青森県が発注する漁港漁場関係工事において、週休2日の確保を行うにあたっての手続きや設計変更等の必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態のことで、必ずしも1週間当たり2日の休日を確保するというものではない。

(2) 休日

「土曜日」、「日曜日」、「祝日」、「夏季休暇（土曜日、日曜日、祝日以外の8月の3日間）」、「年末年始休暇（土曜日、日曜日、祝日以外の12月下旬～1月上旬の5日間）」をいう。

(3) 対象期間

工事着手日以降の最初の土曜日から、工期完了日直前の金曜日まで。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態のことで、降雨、降雪等による現場閉所も含む。

(5) 4週8休

起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。

(6) 発注者指定型

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する発注方式であり、受注者は週休2日の確保に取り組まなければならない。

3 発注方式

以下の全てに該当する工事は、発注者指定型として発注することを原則とする。

ア 週休2日に対応した工期を設定した工事（週休2日に対応した工期設定は以下※のとおり）

イ 緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事以外の工事

※週休2日に対応した工期の設定は、土木工事標準積算基準書（青森県県土整備部）における標準工事日数に1週1日を加えた日数とする

4 対象諸経費区分

対象諸経費区分は以下のとおりとする。

浚渫工事、構造物工事、海岸工事、防舷材・電気防食

5 工事費の補正

週休2日の実施による工事費について、労務費に1.05を乗じて補正する。なお、高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員、潜水世話役、船団長の7職種については、補正の対象としない。また、港湾工事市場単価を用いる場合は、標準市場単価に補正係数を乗じて補正する。

6 実施内容

(1) 週休2日確保工事の発注

発注者は、特記仕様書に下記事項を明記して発注する。

・週休2日確保工事の対象となっていること。

また、発注者指定型として、当初積算時に4週8休以上を確保した場合の補正を行い、補正を行っていることについても特記仕様書に明記する。

(2) 施工計画書による協議

受注者は、工事着手日までに週休2日を考慮した工程を検討のうえ、現場閉所日が確認できる施工計画書を作成し、週休2日を確保するために必要な工期及び工程について協議する。

なお、請負金額が1千万円未満の工事で発注者が施工計画書の提出を不要とした場合は、現場閉所日が確認できる工程表等により協議する。

(3) 現場閉所日の確保状況に関する報告

受注者は、「期間工程表」を工事着手日から最終期間が修了するまでの期間、提出する。また、「期間工程表」には、前期間の閉所の実績及び次期間の閉所予定を記載する。監督職員は 期間工程表の前期間の実績に記載された閉所日及び休日出勤者の代休状況に基づき「週休2日」を確認する。また、確認にあたっては、「期間工程表」における閉所予定と実績が異なっても差し支えない。

※期間・・・工事着手日以降の最初の土曜日を起算日とし、4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設ける。

(4) 設計変更

発注者は、期間工程表等により週休2日の達成状況を確認のうえ、以下のとおり設計変更を行う。

ア 発注者指定型

当初積算時において、週休2日を確保した場合の補正を行い、週休2日を確保できた場合は、当初積算時の補正を引き続き適用する。なお、4週8休未満の場合は、補正を減額する。

7 工事成績評定における評価と証明書の発行

週休2日の確保が確認できた場合は、工事成績評定における「作業員の休日の確保」及び「適切な工程管理」等において適切な評価を行う。また、受注者に対して週休2日実施証明書を発行する。

8 その他

- (1) 発注者は緊急性がある場合を除き、受注者に対して現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない。
- (2) 発注者は、増工を伴わない場合であっても、受注者から週休2日の確保に必要な工期の変更協議があり、協議内容が妥当と判断される場合には、工期の変更に応じるものとする。
- (3) 受注者は週休2日の実施によりおこなわれた経費補正を下請契約にも反映させるものとする。
- (4) 受注者は、発注者等が行う週休2日の確保に関する調査等に協力するものとする。
- (5) 土木工事標準積算基準書の諸経費率を適用する工事は、「県土整備部発注工事における「週休2日確保工事」実施要領」を準用する。

9 この要領は、平成31年4月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

この要領は、令和2年4月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。